

新宮殿の壁画と豊旗雲論争

伊 藤 亀 雄*

「豊旗雲の正体」については本誌の第15巻3号に、「南西に収斂する带状絹雲」であることを報告したが、昨秋、皇居に新宮殿が完成して、豊明殿に豊旗雲の壁画（正しくは画でなく、つづれ織り）が飾られたという報道があった。見ると、それは（写真1）層積雲または片積雲を図案化したようなもので、带状絹雲とは似もつかぬ雲形であった。そこで、11月20日の朝日新聞「声」欄に次の一文を投じた。

“新宮殿の「豊旗雲」に疑問”

静岡市 伊藤亀雄（無職61才）

皇居新宮殿に「豊旗雲」のつづれ織りが掛けられたとのことですが、それにつき一つ気になる点があります。豊旗雲の名は、万葉集に天智天皇のお歌——渡津海の豊旗

雲に入日さし今宵の月夜清らけくこそ——をはじめ、多くの詩歌に現われています。この歌から豊旗雲が晴天を予告する雲であることは明らかですが、どんな雲であるかはわかりません。当時、日本人の常識であったと思われるこの雲の知識が、今日では全く忘れ去られてしまったからです。

その後、古くは契沖が代匠記で、近くは露伴や沢瀉久孝博士などが、この雲の実体を推測しておられますが、それはいずれも正鵠を失っていると言わざるを得ません。豊旗雲が上層雲の中の絹雲であることを確認されたのは、雲の権威、故藤原咲平博士です。私は博士が指摘された絹雲の中で、带状のものに興味を持ち、戦時中から観測を続けていますが、これは天気予知に有効です。

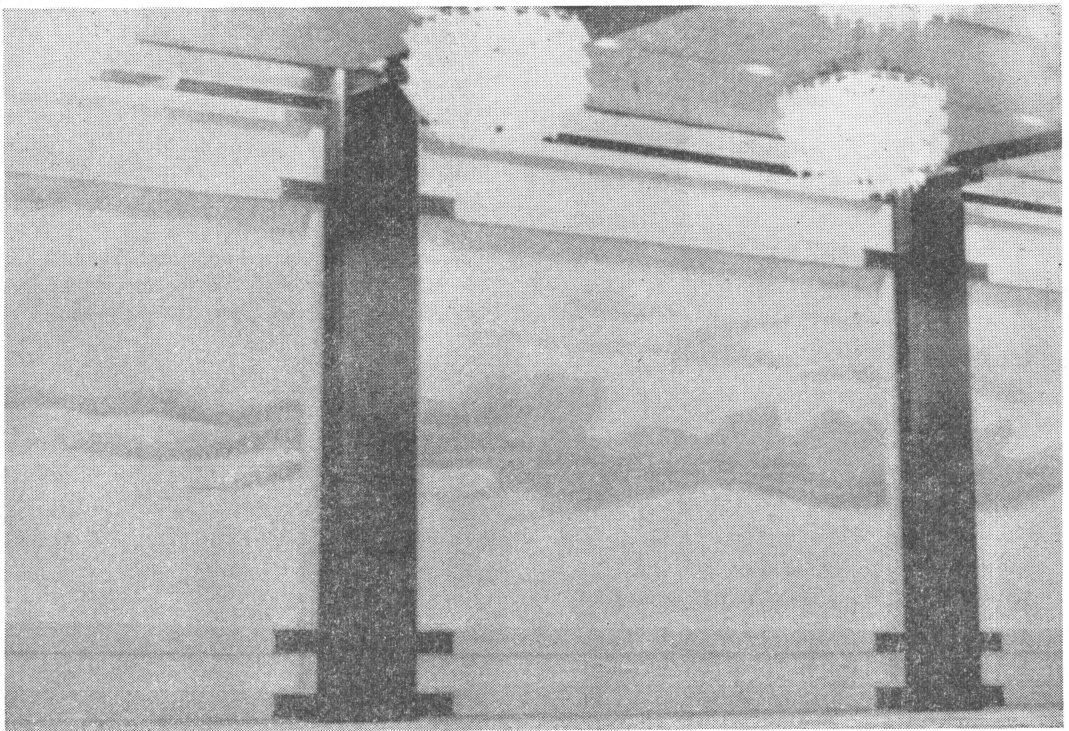


写真1 新宮殿の雲

* K. Ito 日本気象協会静岡支部
—1969年7月16日受理—



写真 2

たとえば、絹雲の帯が北西から南東にわたるものは雨の前兆ですが、北東から南西ならば晴天が持続するので。ところが最近「日本文徳天皇実録」に、次の記事があるのを知りました。

「庚子、早旦白雲あり、良より坤に亘る、時人これを旗雲という」

良は方位で北東、坤は南西ですから、これは明らかに晴天が持続する場合の帯状絹雲に当たります（写真2）。新宮殿の豊旗雲はテレビで拝見したにすぎませんが、あれは豊旗雲ではないように思われます。このようなことを申して、関係者に非礼に聞こえるかも知れませんが、雲の実体が最近まで不明であったのですから、これはだれに落度があるというわけのものではないのです。ただ、あの壁掛けによって後々まで豊旗雲というものが、誤り伝えられることをおそれるからです。

これに対して、12月8日次のような反論があった。

「『豊旗雲』でいささか異見」

東京都 森本治吉（大学教授68才）

先月20日付の本欄で、新宮殿のつづれ織に「豊旗雲」と題してあるのは不適當だ、というお説を拝見したが、いささか異見を述べてみたい。

「豊旗雲」という言葉は、「豊」はユタカニ、ドッサリ有ルという気持を示す。「旗」は、諸注釈書の説明が不足だが、古代に仏教の儀式その他の折りに使われた長い旗のことである。織物または金属で作った。万葉では199番、385番の歌にも見える。その名残りの物は各寺院でも見られるが、古代そのままのものが、東大寺の三月堂のいわゆる日光菩薩（ぼさつ）、月光菩薩の斜め前に垂れさがっているの、よくわかる。

だから「豊旗雲」とは言葉の意味としては、旗ノヨウ

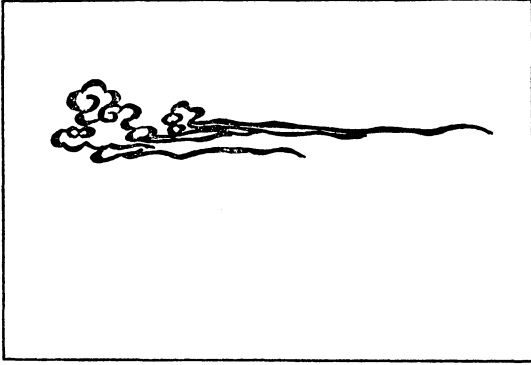
ナ長イ雲ガタクサン出テイル、という事実を示しているにすぎない。従って、長い雲でさえあればいいのである。この範囲をのりこえて、千二百年後の天文学の知識その他で「天文学の何雲のことだ」という論を立てても、それは無理な推定論である。立論者がすぐれた天文学者や文学者であろうと、無理はやはり無理である。したがって、その無理な立場から「絹雲でない、つづれ織の絵は、題名不適當だ」と論ずるのは、無理を二段重ねた感がある。

これで私見は尽きるが、少し言い添えると、氏が証拠にあげられた文徳天皇実録は、前から知られていた材料だが、平安朝の記録だから、証例になる資格はないと思って、私たちは使わなかった。それから、絹雲だと天候の予知に有効だとも説かれているが、この歌は予知問題とは無関係であろう。予知のことを取り入れて説く学者もおられるが、それはごく一部分の人で、いま問題にして、それを基につづれ織りと関連づけるのは、おかしいと思う。

この森本氏は、多分壁画製作に関係された方ではないかと思われる。

反論は「旗」の注釈に終始して、肝心の「豊旗雲」そのものについては、述べられる所が甚だ少ないが、要するに、(1)今の気象学の知識で千二百年前の雲を論じても無理だ、(2)豊旗雲と天気予報は無関係だ、という2点に尽きると言えよう。

(1)については、雲の種類や形が千年や二千年で変わるものでないことは言うまでもないから、問題にする必要はないだろう。まして「日本文徳天皇実録」は天智天皇の時代から、僅か二百年後の文献であるから、こと雲形に関する限り、これ以上適切な資料はまたとないであろう。(2)については、天智天皇の歌が、その夜の晴天を予報したものであることは、順徳天皇（1197～1242）の「八雲御抄」に、晴天の兆であることが明記してあり、契沖（1640～1701）も「万葉代匠記」に、“今宵ノ月ハ必澄ミテ明ナルベキヲ喜テ詠ジ給フナルベシ”と書いている。また、藤原先生も名著「雲」の巻頭で、予報であることをハッキリ指摘され、更にその雲形は絹雲に相違ないと断ぜられた。昔から漁業の盛んな静岡県御前崎や吉田町では、古老の間に今なお「乾フジは雨、坤フジは晴」という伝承があるが、この「坤フジ」こそ「文徳実録」の“良より坤に亘る白雲”すなわち豊旗雲に他ならぬのである。従って、先生が言われた通り、万



第1図 「乞巧奠」の雲の図

葉の時代に人々の常識であった豊旗雲による観天望気法は、一般には世間から忘れられていたのであるが、静岡県の漁村には、それが辛うじて命脈を保っていたことがわかる。私は戦時中に带状絹雲の観測をはじめて以来、この雲が観天望気法として極めて優れたものであることをしばしば報告してきた。しかし、うかつにも、带状絹雲の中の“南西に収斂するもの”が、豊旗雲であろうとは、「日本文徳天皇実録」の記事に接するまで気が付か

なかったわけである。従って、壁画の製作者がこれを知らなかったのは当然のことであって、何等責任を感じる必要はないのである。

なお、壁画の雲の原型と思われるものは、「和漢三才図会」巻之一、巻之三などの随所に描かれており、また「清俗紀聞」の「乞巧奠」の図(第1図)などにも同じ雲が載せられている。従って、これは単に中国で古くから描かれていた雲にすぎないもので、“これが豊旗雲だ”という根拠は何もない。このことは三月堂でも、“いわゆる「旗」はあるが「豊旗雲」のことは知らぬ”ということから明らかである。また、万葉集の199番、386番も、雲とは関係のない長歌である。

豊旗雲がどんな雲であろうと、そんなことは国民にとって大して興味のないことかも知れない。しかし、皇居の壁画は、今後長年にわたって多くの人の目に触れることだろう。そして百年、千年の後には、“これこそ豊旗雲だ”という証拠にさえなかりかねない。だからそのような誤解に陥らぬために、“皇居の壁画は豊旗雲とは言えぬ”ことを、ここに明らかにしておきたいのである。

1969. 7. 14.

「豊旗雲論争」について

根本 順吉*

伊藤亀雄氏の興味ある論考“新宮殿の壁画と豊旗雲論争”を編集部から示され、意見を求められました。昔から人口に膾炙し、またその解釈について色々問題の多いこの歌について、私は特別に研究したわけではありませんが、求められるままにいくつかの問題点をあげ、論考の発展に資したいと思います。

1. 問題点の第一は、伊藤氏が天智天皇の豊旗雲の歌を引用したのちに“……をはじめ、多くの詩歌に現われています”とのべられた点です。

国文学者吉井巖氏の論考¹⁾によると、豊旗雲についての歌は、万葉には唯の一例にすぎず、その後11世紀までは、旗雲の用例は伊藤氏も引用された文徳実録の2例²⁾があるにすぎません。12世紀と13世紀はそれぞれ4首あり、また14世紀には6首あって³⁾これらのうちの約半数は万葉の歌を頭においてよまれたものです。

したがってこれだけの用例では、豊旗雲は白雲、浮雲、村雲、横雲、雨雲等に比べて決して多いとはいえません。

そして用例の多くないことが、かえって伊藤氏の言われる予兆として豊旗雲を見る重要な根拠になるのではないのでしょうか。もし豊旗雲が夏の夕暮などによくみられる層積雲系の雲であったならば、この美しい雲の名は“横雲”にもまして歌によまれている筈だと思のですが、したがって新宮殿の壁画の雲を“豊旗雲”とよぶことに対しては、小生もかなり疑問に思うものの一人です。

2. “豊旗雲が晴天を予告する雲であることは明らかですが”と伊藤氏はいとも簡単にのべられていますが、この点は昔から色々解釈の相違のあるところであり、決して“明らか”ではないと思われるのが問題点の第二です。

今までの解釈は末尾の“こそ”を希望(A)とみるか、

* J. Nemoto 気象庁図書課
—1969年8月30日受理—